

日本における硬式テニスの全国統括組織の形成と確立

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2013-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 後藤, 光将 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14845

日本における硬式テニスの全国統括組織の 形成と確立

後 藤 光 将

目 次

1. はじめに
2. 「日本庭球協会」の創設
 - 2-1 朝吹常吉と Julian S. Myrick の対談
 - 2-2 「日本庭球協会」の正式発足
3. 「日本庭球協会」のルール
 - 3-1 「日本庭球協会」発足直後のルール
 - 3-2 「日本庭球協会」初の公認ルール
4. おわりに

1. はじめに

大正9（1920）年秋季（9月以降）の主要学校（東京高等師範学校、東京高等商業学校、早稲田大学など）庭球部硬球採用以降、硬軟両テニスの2派に分派されるかたちで日本のテニス界が形成されていった。ここに至る道程の中で、それまで軟球のみを指していた日本のテニスは、当時の社会的背景の影響を受けながら硬球と軟球に分派していき、互いに意識しあいながらもそれぞれの世界でのヘゲモニーの獲得を目指し始めた。この象徴的な歩みが硬軟両テニスの全国統括組織の形成・確立であった。テニスに限らず日本のスポーツ界において、各種の競技連盟・協会が設立され始めた時期は大正9

年頃といわれる¹⁾。テニスにおいてもこの時代的潮流を感じ取りながら、全国統轄組織の設立と整備を目指す段階に入っていたのであった。

本研究は、硬式系の全国統括組織の形成と確立期を時系列に沿って実証するものである。

2. 「日本庭球協会」の創設

2-1 朝吹常吉と Julian S. Myrick の対談

硬式テニスの全国統轄組織である「日本庭球協会」は大正 11 (1922) 年 3 月に正式に発足した。この協会成立の発端について、まず協会史ではどのような位置付けになっているか概観する。

大正九年朝吹常吉氏は歐米漫遊の途次ニューヨークで当時の米國庭球協会々長デュリアン・マイリック氏其他の幹部の人達と應酬された際に、話が偶々デヴィスカップ戦に移るや、マイリック氏等は「日本も熊谷選手の如き優秀なるプレーヤーを出して居るのであるから列國親善の鍵ともなる國際庭球戦であるデヴィスカップ戦に参加し代表選手を派遣してはどうか」と云ふ懇懇を受けた、この朝吹氏とマイリック氏等との會見こそ我が庭球協会が成立を見る直接の第一歩であった。

朝吹氏もマイリック氏に懇懇される迄もなく参加には大賛成であったが翻って當時の日本内地の庭球界を見ると、日本獨特に發達進歩して來た軟球の黄金時代、全盛時代とも云ふべき時で大都市の俱樂部、學校は云ふに及ばず、津々浦々の小學校、女學校に到る迄軟球を採用して居る有様なのに、一方世界的の硬球は學校としては慶應義塾のみ、俱樂部としても東京、大阪、兩ローンテニス俱樂部と個人のコートが數個、在留外人の俱樂部が一、二と夏期の輕井澤位に行はれるに過ぎなかった。尤も東京の大學専門學校中には硬球化を説く者もあり海外にある熊谷選手

等の活躍に刺激されて採用の氣運はあったが未だ硬球採用迄に到らなかった。

朝吹氏もこの状勢より速急に硬球團體を統一して協會成立の運びに到らないものと斷めこのマイリック氏等との會見には何れ權威ある機關の設立の暁には宜敷願ふと云ふ通り一片の挨拶に終るより致し方なかったのである。

(中略)

この時、濠州に遠征して首尾よくデヴィスカップを奪還して意氣揚々歸米の途にあったハーディ、ウォッシュバーン氏等が計らずも來朝し再び朝吹氏にデヴィスカップ戦参加の有意義なるを説き、特にウォッシュバーン氏は當時米國庭球協會首席幹事として極力日本の参加を勧誘すると同時に参加に就いて盡力を惜まざるを以て大正十年の参加申込期限の三月十五日迄には必ず申し込むべし、カップ保持國の米國庭球協會は日本に統一せる協會の成立せるを以て、参加申込を受けたる旨を各國の協會に報告承認を求むべきを以て必ず遲疑する處なく實行せよとの重ね重ねの勧説があった。時に大正九年十月三日であった²⁾。

「日本庭球協會十年史」によれば、後の「日本庭球協會」初代会長に就任する朝吹常吉氏は、大正9(1920)年に欧米漫遊の途次、ニューヨークに立ち寄った際、アメリカローンテニス協會のマイリック会長と対談し、しきりに日本のデビスカップ戦参加を勧められた。しかし、朝吹氏は、この時点でデビスカップ戦参加の条件であるナショナル・アソシエーションの成立は時期尚早であり将来的な問題と認識した。そして、デビスカップを奪還して歸米の途にあったハーディ、ウォッシュバーン両氏が來朝し、朝吹氏に日本のデビスカップ戦出場をさらに懇懇したことにより、朝吹氏は、本格的に協會の創設と翌年のデビスカップ戦への日本チームの派遣へ向け本格的に動き出したということになる。

これらは、ある程度説得力のある筋書きに見え何の疑念もなく理解してしまいがちであるが、一つ一つの事実に照らし合わせると本来とは大幅に歪められた筋書きであることがわかる。

まず、朝吹夫妻の欧米漫遊旅行³⁾の帰国は大正9(1920)年12月であることから、同年10月3日に日本でウォッシュバーン⁴⁾等との接触は有り得ない。また、大正9(1920)年のデ杯チャレンジラウンド(豪州対米国)は、大正9(1920)年12月30日から大正10(1921)年1月1日にかけて行われた⁵⁾ことから米国チームが10月に日本へ立ち寄ることは考えにくい。また、米国チームのメンバーはキャプテンとしてハーディ⁶⁾、選手としてチルデン、ジョンストンの3名から成っていたことから、大正9(1920)年度のデ杯戦にウォッシュバーンは帯同していない可能性が高い。さらに、ウォッシュバーンは米国庭球協会の首席幹事とされているが、当時の同協会の役員に同種の役職は無く、また、その他の役員の名前にウォッシュバーンらしき人物は見当たらない⁷⁾。1894(明治27)年生まれで当時26歳のウォッシュバーンが協会幹部役員に名を連ねることは、年齢的に見ても考えにくい。

朝吹氏がニューヨークに立ち寄ってマイリック会長等と対談したことは、朝吹磯子「回想 朝吹常吉」、熊谷一弥「テニスを生涯の友として」等から事実であることはほぼ間違いないと思われるが、大正9(1920)年10月3日に来日したウォッシュバーン等が朝吹氏と対談したということに関しては明らかに事実と相違があると思われる。ともかく、「日本庭球協会十年史」では、「日本庭球協会」の創設に関わる根幹の事項に関して一定の正確性が認められないものであった。

では、次にこれらの事項に関して、朝吹磯子「回想 朝吹常吉」、および熊谷一弥「テニスを生涯の友として」を手掛かりに探ってみる。

一九二〇年に、ヨーロッパからの帰りにアメリカに寄ったときに、マイリックさんという、あちらの会長さんといろいろ話して、ちょうどそ

のとき私と長年テニスと一緒にしてきた山崎健之丞君もニューヨークにいて、山崎君もマイリックさんと一緒に会った。ぜひひとつ日本もデビス・カップに参加できるようにしてもらいたい、ということをかねがね山崎君もマイリックさん、そのほかの向こうの有力な人、あるいはテニスのじょうずな選手連とも話をしておったのでしょ。

ちょうど私がそこへ行ったので、一夕、われわれが泊まっておった、ホテル・プラーザへマイリックさんをはじめ、その他有力な選手の方など二十人ばかりお招きして、いろいろ話をして、結局、日本に庭球協会というものができれば参加できる、というまでに話ができたものですから、日本に帰って庭球協会を急にこしらえて、マイリックさんや何かと連絡の結果、一九二一年のデビス・カップに出ることになった⁸⁾。

これは、朝吹常吉本人の回顧録であり、事実確認としては信頼性のある史料とみなせる。ここでは、朝吹氏は、ニューヨークでマイリック会長と接触した後、帰国して直ちに協会創設に尽力したという流れになっている。

「日本庭球協會十年史」,「回想 朝吹常吉」の両文献には言及されなかったが、このニューヨークでの朝吹夫妻と米国テニス界の重鎮達との晩餐に熊谷一弥（三菱合資会社銀行部ニューヨーク支店勤務）も同席していた模様であった。熊谷一弥は、「テニスを生涯の友として」の中で、当時の状況を次の様に回想している。

それは十月中旬のことと思うが——大先輩でもあり恩人でもあった朝吹ご夫妻が、欧米漫遊の帰途ニューヨークに到着されたのを迎えた。（中略）いろいろ尽きせぬ話のうちに、私は朝吹さんに一つをお願いをした。などと改まって言うまでもなく、いつもお願いばかりしてきたような私ではあったが、今度ばかりは少々風変わりなお願いだった。というのは、私がアメリカに来て以来、ここの庭球協会本部の方々には實に

親身も及ばぬお世話になり、しかもいまだにお世話になり放しになっている。どうかこの機会に、協会の主だった方々を一夕晚餐に招待して、とくとお礼の挨拶をしていただきたいということだった。

朝吹さんは二つ返事で快諾されたので、私は直ぐにアメリカン・ローンテニス社のオフィスに飛んで行き、メリヒュー爺さんに事情をありのまま伝えて、招待客の人選と勧誘とを頼み込んだ。(中略)早速処々方々に要領よく連絡してくれ、当時、アメリカ庭球協会の主要幹部⁹⁾十二、三名から立ち所に承諾を取りつけてくれた。たしかその日は十月十八日だったと思う。

定刻の六時、お客さんたちは、朝吹さんの宿泊先のセントラル・パークの南側、当時第一級のプラザ・ホテル二階の別室に集まった。会長マイリック、副会長トーリー、ギボンス、ハーディー¹⁰⁾、ウォッシュバーン¹¹⁾、ハッドシュェル、ライト¹²⁾、メリヒュー諸氏の外、米国側総勢十数名。日本側は朝吹氏夫妻、「三菱」の長沼史郎さんと東京ローンテニスクラブの山崎健之丞さん、これに私が加わって都合五名というメンバーだった。

その当時、アメリカでは禁酒令が布かれていたが、日本の闇酒とはちょっと趣きが違ったようだが、ホテルに特別に頼んで内緒で酒を出してもらった。ドライではどうしても角ぼるのが、そのため大変なごやかな空気となり、皆さん愉快にくつろいでよい会合となった。特に朝吹夫人がその席に目の覚めるような華やかなきもの姿で出席され、十月半ばだから“大輪の菊”と言いたいところだが、もともと当時の日本女性としては大柄な彫りの深い目鼻立ちをしておられた方なので、淡桃色の牡丹の花がパッと咲きほこったようなえも言われぬ華やかな感じであったことを今でも思い出す。お客さんたちも大喜びであった。

食事の終わり頃になると、例によっててんでにテーブル・スピーチが始まる。まず朝吹さんは、私が長らくアメリカにあって、何かにつけて

各方面から多大のお世話になっていることを深謝され、続いて日本庭球界の現状にふれて、ようやくこの頃になって日本のテニスも遅ればせながら徐々に軌道に乗り始めて来たが、どうかこの上ともにアメリカ庭球界の指導を期待する旨の言葉があった。

次に立った長沼さんも私のテニスに対し、会社側からいろいろ感謝され、すこぶる丁寧な挨拶があった。

これに答えて、会長のマイリックさんは、現に清水・熊谷という立派な世界的大選手を擁している日本は、この際一日も早く内部の準備を整え、テニスのみを持つこの国際的コンテストたるデビス・カップ戦に参加されたら、世界の庭球界に大きな興味と進歩とを寄与するのは必然だ。我々はその実現の一日も早からんことを望むや切なるものがあると述べられた。ただの外交辞令とは思えぬ熱のこもったスピーチであった。
(中略)

それから二、三日後、マイリックさんは返礼の意味で、朝吹夫妻を自邸に招待された。お客さんにはウォッシュバーンさんの外、時の女流チャンピオン、マロリー夫人も列席した。私ももちろん末席をけがした。
(中略)

マイリックさんは先夜のスピーチより一層具体的に、早速明年、すなわち一九二一年度よりのデ杯戦参加を切望し、その資格を作るため朝吹さんが帰国後、即刻準備を整えて申し込んでくるようにと実に熱烈に勧誘した。しかし、もし準備が完全に整わず条件がそろわないようだったら、表面だけつじつまを合わせてくれさえしたら、アメリカ庭球協会が便宜を計って上げるからとまで切言し、それはそれは誠意のこもったものであった。

朝吹さんにしてみれば、デビス・カップ戦のことはもちろん知っておられ、ゆくゆくは日本ももう少し硬球が広まったら、機運の熟するのを待って参加すべきだ程度の認識と見通しを持っておられたことは確かだ

と思う。(中略)ではそのデ杯戦にいざ参加ということになったら、どのように手続きをし、どういう順序で、どこへどう申し込んだらよいのか、その申し込みのための資格はなどということになると、一切切全く盲目同然であったと見てよい。(中略)

しかし問題は急転した。さしあたり現役プレーヤーは、現に二人立派にそろっている。残るは日本庭球協会なる組織を結成して、一応体裁を整えれば足る。しかも背後には、古今の名選手チルデンが「庭球界のサルタン」と妙評を下したマイリック会長が控えていて、万事一切引き受けたと、満腔の援助を惜しまない旨を内約してくれているのである。こうなってはもう躊躇逡巡することは許されない。

朝吹さんもこのアメリカの日本庭球界に寄せる絶大な好意を読み取り、「シミー」と「イチー」とがかもし出した空気をはっきりと感じ取った。機会は熟している。鉄は熱いうちに打つべしと判断を下した。

この判断こそ朝吹さんが外遊の日本庭球界への大きなお土産であったのだ。船が二十日近くもかかる当時のことだから、帰朝は十一月中旬であったであろうが、帰ると早速朝吹さんは庭球協会創設に取りかかった。

この熊谷の回想は、最も詳細に記述されているといえよう。ただし、朝吹氏がアメリカから帰国後直ちに協会創設に取り掛かったという点では、基本的に「回想 朝吹常吉」の筋書きに則っている。更に熊谷の回想では、マイリック会長等を招待した後に、返礼として2、3日後にマイリック会長邸に晚餐に招かれ、そこでの懇話が朝吹氏に協会創設を促す重要な決定打となったとされている。

ここで朝吹氏が協会創設に取り掛かるまでの事項を整理してみる。

- (1) 朝吹常吉は三越常務を辞任した後、磯子夫人を伴い、大正9年4月に欧米漫遊の旅に出発した。

- (2) その帰途 10 月中旬に再び米国ニューヨークに立ち寄り、宿泊先のホテル “The Plaza” に米国ローンテニス協会会長マイリック氏らを招き、そこで日本のデ杯参加を懇請された。
- (3) その 2, 3 日後、朝吹夫妻等はマイリック会長邸に招かれ、さらに日本のデ杯参加を懇請された。
- (4) 朝吹は、大正 9 年 12 月に日本へ帰国後、直ちに協会設立に取り掛かった。

では、米国ローンテニス協会がなぜこれほどまでに日本をデビスカップに参加させたかったのか。この理由の一つとして考えられることは、当時の世界のテニス界における米国の立場が大きく関係している。1912 年に国際ローンテニス連盟が結成されたが、これは英国、仏国等の欧州諸国が中心となっており、米国は加盟を渋っていた。この加盟拒否の理由は、国際連盟が英国選手権（ウィンブルドン）を最も権威のある大会（世界選手権）としていることであった。米国にとってみれば、米国選手権やデ杯の権威が格下げすることに懸念を感じていたのであった。この姿勢を強く示していたのが、当時の米国協会会長のマイリックであった。つまり、英仏を中心とする国際連盟とこれに強く拒否していた米国協会という対立図が存在していた。米国協会にとって、アジアで最もイニシアティブを発揮していた日本を米国協会側に引き寄せることは、日本のみならずアジアという大きな市場を開拓することに繋がっており、国際連盟に対抗する土台固めでもあったと考えられる。このような一連の政治的（ヒエラルキー）な側面が存在していたことも十分影響していたと考えられる。

2-2 「日本庭球協会」の正式発足

朝吹は、三井物産、三菱合資のそれぞれの会社の社員である清水善造、熊谷一弥のデビスカップ戦参加の国際的意義を両社幹部に主張した。その尽力

が叶って、両社から「旅費萬端を立替或は支給せられ」³⁾、実際上は未だ有名無実の「日本庭球協会」ではあったが、何とか日本のデビスカップ戦初参加を可能にした。

大正10(1920)年のデビスカップ戦は日本を含めて出場国12カ国で開催された。まず1回戦は対戦国のいずれかの国で行い、2回戦からはカップ保持国の米国で行う予定であった。日本は1回戦のホスト国であり対戦国はフィリピンであった。しかし、フィリピンは上海の極東選手権と日程が重なっていたこと、及び費用の折り合いがつかなかったため、6月に日本へ選手を派遣することを取り止め1回戦を棄権した。そのため、日本は戦わずして2回戦に勝ち進んだ。2回戦の相手は、1回戦でチェコスロバキアを3対2で破ったベルギーであった。試合は、ミネソタ州のミネアポリスのクラブで行われる予定であったが、ベルギー側が7月に米国に選手を派遣することが出来なくなったため、またもや日本の不戦勝となった。つまり、日本は戦わずしてデビスカップ戦準決勝に進出することになった。準決勝の相手は、2回戦で強豪フランスに4対1で勝利したインドであった。8月18日から20日までの3日間の日程でシカゴのレークフォールレストにて、準決勝日本対インド戦は挙行された。この試合で日本は全試合に勝ちを収め、5対0を以て完勝し、決勝戦に勝ち進んだ。決勝戦は、8月22日から27日、米国のテニスの聖地ともいわれるロードアイランド州ニューポート・カジノにて開催された。相手国はカナダ、イギリス、デンマークを破って勝ち上がってきたオーストラリアであった。日本は、ダブルスの1試合を落としたが、シングルスには全勝して4対1というスコアで勝利した。この勝利によって、チャレンジラウンドへ駒を進めることに成功し、カップ保持国である米国に挑戦する権利を獲得した訳である。米国戦は、9月2日から5日までの日程でニューヨークのウェストサイド・テニスクラブで行われた。しかし、清水善造、熊谷一弥両選手の善戦虚しく0対5という結果で敗退した。

日本は、初出場のデビスカップ戦において、チャレンジラウンドまで進出

し準優勝という成績を残すことに成功した。更に、興行収入として当時の金額で約4万円という多額のお金が「日本庭球協会」へ分配された。このことにより、実質的には名だけの「日本庭球協会」はデビスカップ戦への参加によって、日本人の国際的な競技レベルの高さの提示、潤沢な財源の確保という大きな収穫を得た。これらの後押しもあり、朝吹等は「日本庭球協会」の実質的な組織作りに本格的に乗り出したのであった。

大正十年のデヴィスカップ戦に参加し熊谷、清水兩選手の努力に素晴らしい戦績を残した日本庭球界も表面は庭球協会が存在する事になって居たが實質には何もなく唯だ創立の下準備が朝吹、鎌田氏等に依って行はれて居ったに過ぎなかった。先づ關東の中心の東京と關西の中心の大阪の兩都の有力者を以て代表機關を構成する見込みを立て、十年の秋に東京の大學専門學校並びに主なる俱樂部に對してデヴィスカップ戦の來歴と協會成立の急務なる趣意書を送付し協會に加入を求める一方、東京の各學校、俱樂部の有力者の會合があり規約其他の草稿を作製する等順次下準備を急いだ、時東京の各大學専門學校は擧げて硬球を採用して精進した際であり又上海に舉行された極東オリンピック大會に無残、比律賓に惨敗を喫した時であったのでいづれも賛意、加入をなした¹⁴⁾。

朝吹等の協會創設に向けた歩みは着実に実を結び、本部を東京として、東京、大阪、福岡に各支部を置き、各學校、クラブを一會員として支部を組織させ、各支部より委員を選出し本部の事務を処理し其委員より会長を互選する事になった。また、委員は、各學校、クラブより一名を限度とした。そして、大正11(1922)年3月11日、東京神田区の基督教青年會館で發会式が行われた。当日の出席者は十数名であった。第一回の役員は次の様な布陣であった。

会長 朝吹常吉

委員 勝田永吉, 鎌田芳雄, 針重敬喜, 岡田四郎, 野村祐一, 明石雷一

斯くして、「日本庭球協会」は形式的の協会が存在してより、満一年を経過して漸く成立の運びに至った訳である。この様に短期間で日本のテニス界（硬式）を統一する機関を創立できた背景として、デビスカップ戦準優勝等の在外邦人選手の国際的活躍はもとより、東京を中心とした高等教育機関庭球部の硬球採用ムーブメントの現出という時流に沿った絶好のタイミングを有効に利用した点が挙げられる。そして、もう一つ創立の急先鋒となった人物が朝吹、鎌田の両氏であったことも大きく影響としているといえる。両氏は、国際的な舞台で活躍する実業家であり、内地のみでなく国際的視野を以てテニス組織の創設に取り掛かったので、日本テニス界のイニシアティブを有するその他の4校OBとは立場を異にしていた。実際、硬球採用反対論者であった針重敬喜（早稲田OB）、和田実（慶応OB）の両者は、朝吹等とは別に、軟式も交えた組織創りを計画していた。しかし、この計画は、朝吹等の試みが具体化するにつれ消滅していった。

針重等の策する統一機関は硬球、軟球を一丸とした膨大なものであって合流の際に色々の主張、論議があったが急速に協会を組織する必要もありその時軟球の如き全国津々浦々迄普及して居るものを纏める事は容易な事でないとして遂ひに庭球協会は硬球のみを目的としたのであった¹⁵⁾。

当時の日本のテニス界の主流であった軟式テニス界とのしがらみの少ない朝吹等であったからこそ、国際的、民間的志向によって硬式のみ庭球協会を迅速に成立させることができたといえよう。そして、「日本庭球協会」は、終始盤石な体制を保つ事に成功した。しかし、硬式系協会とは相反して様々

な伝統（しがらみ）が形成されている軟式テニス界では、全国を統轄する組織創設への歩みには主導権争いから来る乱立や混乱を招いたことも興味深い事実であった。

3. 「日本庭球協会」のルール

3-1 「日本庭球協会」発足直後のルール

1912年に創設された国際ローンテニス連盟 (International Lawn Tennis Association)¹⁶⁾が存在していたとはいえ、1926年に米国が加盟するまでは実質的にはヨーロッパ連盟程度の影響力しかなかった。このような状況のもとで、当時の各国のテニスルールは、実際は各国のテニス協会がルールを策定して自国での標準ルールとして定めていた。とは言っても、デビスカップや国際トーナメントが既に頻繁におこなわれていた当時において、これら各国ルールは平準化されておりゲームの根幹に影響するような相違点は皆無であった。敢えて相違点を指摘するならば、それは各国が自国の実情に合わせたローカルルールの付加、あるいは、ややこしい箇所の詳述の付記等が主であった。

さて、デビスカップ出場のために急造された「日本庭球協会」において、その公認ルールはどの様なものであり、また、どの様な経緯を以て成立したのであろうか。デビスカップ出場の分配金で潤沢な資金を有していたとはいえ、差し当たり日本テニス界を統轄する機能を十分有した組織創りのための定款を定めることで手一杯であった。そのため、組織創設と同時に用意された「日本庭球協会」公認ルールというのは特別用意されなかった。「用意されなかった」というよりは、「用意する必要がなかった」と当時の協会発起メンバーには認識されていたと考えられる。すでに国際スポーツ競技として定着しているテニスにおいて、国際的に用いられている各国のテニスルールには大きな相違点は見受けられない時代であった。この様な当時の状況もあっ

て、「日本庭球協会」の正式な公認ルールの制定は、大正14(1925)年を待たねばならなかった。

それでは、大正11(1922)年に正式に協会が発足してから、公認ルールが制定される大正14(1925)年までどのようなルールが用いられていたのでしょうか。協会発足年には、第1回全日本庭球選手権大会をはじめ協会主催トーナメントが開催されており、それらの拠り所となるテニスルールは必ず存在したと思われる。つまり、協会公認という正式な手続きを経ていない、いわば協会黙認ルールとはどのようなものであったかを見ていく。これは、協会発足後のテニス関連文献に散見される。その代表的なものは、朝日新聞社「大正12年度 運動年鑑」(大正12年7月)に記載された「ローンテニス規則(一九二二年一二月倫敦の國際協議會で決定された)」¹⁷⁾である。また、米国ローンテニス協会は、國際ローンテニス連盟に1926年まで未加入ではあったものの、1923(大正12)年の年次総会によってマイリック氏から温厚派のデビス氏に会長職が移行したこともあって、ついに國際連盟ルールを採用することに決定した¹⁸⁾。つまり、ルールのみにみれば世界のテニスルールは1923年より統一されたことになり、この時期に発足した「日本庭球協会」はこの國際連盟ルールを迷うことなく採用したと思われる。「一九二二年一二月倫敦の國際協議會で決定された」ルール¹⁹⁾は、1923年シーズンから用いられた國際ルールである。つまり、「日本庭球協会」が初めて用いたと思われる硬式テニスルールは國際連盟ルールであり、偶然にもこのルールは米国協会が採用した初の國際統一ルールでもあった。全35条からなるこのルールの全文は、以下のとおりである。

「日本庭球協会」成立当初のルール(大正14年)

針重敬喜(1924)「ローンテニス規則(一九二二年一二月倫敦の國際協議會で決定されたもの)」、針重敬喜『硬球軟球テニスの仕方』アルス、東京、pp.129-140.

- 五十吋乃至六十吋バウンドするものでなければならぬ。
- 第四條 プレーヤーは互ひにネットの反対の側に立つ。ボールを最初に打出すプレーヤーをサーヴァーと呼び、他をレシーヴァーと云ふ。
- 第五條 最初のゲームに於てサイドの撰擇、及びサーヴァー或はレシーヴァーたるの權利はトッスで決定する。若しトッスの勝者がサーヴァー或はレシーヴァーたる權利を選んだならば、其相手はサイドを選ぶ。若しトッスの勝者がサイドを選んだならば其相手はサーヴァーたるかレシーヴァーたるかを選ぶ權利を得る。トッスの勝者は任意に最初の撰擇權を相手に要求する事も出来る。
- 第六條 サーヴを始めるに當ってサーヴァーは少くとも兩足をベース・ラインの後方、センター・マークとサイド・ラインの中間に置いて停止して居なければならぬ、此停止の瞬間から其ラケットを以てボールを打つ迄兩足はベース・ラインの後方に残って居なければならぬ、そして少くとも片足は常に地に着いて居なければならぬ。
- 第七條 サービスは次のやうな態度で打出さなければならぬ。サーヴァーはボールを手で空中に投げ上げ、そしてラケットで打つ、但片腕のみを使用するプレーヤーはボールを投げ上げるにラケットを利用する事が出来る。サービスはラケットとボールとが接觸した瞬間に打出されたものと思惟す可きである。
- 第八條 サービスは常に右と左と區分したコートの後方から打出し、各ゲームに於て右側から始める。ボールはネットを越し相手がそれを返す前、對角線を為す反対のサービス・コートを区劃するラインの上に打込まれなければならぬ。
- 第九條 サービスは次の場合フォールトである。
 (A) 若しサーヴァーが規則六、七、八を犯したる時。
 (B) ボールを打たうとして過つた時。
 (C) ボールがグラウンドに打込まれる前ネット、ストラップバンド以外の常設物に當つた場合。
- 第十條 フォールトの後(若し始めのがフォールトであつたら)サーヴァーは間違つたコートからしてフォールトになつたのでなければ、一度フォールトした同じコートからサーヴする。但コートを間違つた場合他のコートでは一度しかサーヴする事が出来ない。次のサービスが打出された後はフォールトを要求する事が出来ない。
- 第十一條 サーヴァーはレシーヴァーが用意する迄はサーヴしてはいけない。レシーヴァーがサーヴを受返さうとした時は用意したものと斷定される。併しサーヴが打出され、ボールが地に落ちない前、レシーヴァー

が用意してない事を表示しても、サーヴすべく制定されたグラウンドにまだボールが打込まれてないから、フォールトを要求する事は出来ない。

- 第十二條 サービスは次のやうな場合レットである
- (A) 觸らなかつたら當然正當であるのに、ボールがネットや、ストラップ、バンドに觸ってサーヴされた時。
- (B) サービス或はフォールトが用意してない時打出された場合。(規則第十一條を見よ) レットの場合作サービスはカウントに入れない、そしてサーヴァーは再びサーヴする、但レットは其前のフォールトには関係がない。
- 第十三條 最初のゲームの終りに於てレシーヴァーはサーヴァーとならねばならぬ。サーヴァーはレシーヴァーとなる。斯うして交互にマッチの次々ゲームをやって行く。
- 第十四條 ボールはサービスとして打出された(フォールト、或はレット以外)瞬間からプレーが始まり、ストロークが決定される迄續く。
- 第十五條 サーヴァーは次の場合一點を得る。
- (A) ボールがグラウンドに落ちない前、レシーヴァー或は其着たり、持ったりしてる如何なるものにも觸った場合。
- (B) レシーヴァーが規則第十七條に規定された點を失つた場合。
- 第十六條 レシーバーは次の場合一點を得る。
- (A) サーヴァーが二つ續けてフォールトした場合。
- (B) サーヴァーが規則第十七條に規定された點を失つた場合。
- 第十七條 次の場合プレーヤーは一點を失ふ。
- (A) 打合中二度續けて地に落ちる前、直接ネットを越して返し得なかつた時。(規則第二十條 C に規定された以外に)
- (B) 打合中相手のコートを区劃するラインの外に落ちるボールを返した時。
- (C) コート以外に立って居ても、ヴォレーを為しそして返す事が出来なかつた時。
- (D) 打合中ストロークをしながらラケットで一度以上ボールに觸ったり、打ったりした時。
- (E) ボールを打つ時でも或は打合中の如何なる場合でも、自身或はラケット(手に持って居ても居なくても)或は着てるものや持つてるものが、ネット、ポスト、綱、ストラップ、バンド或は相手のコートのグラウンドに觸った時。
- (F) ネットを越えない前にヴォレーした時。
- (G) 打合中打たうとして居るラケットを除き、ボールが自身或は着

て居るものや持って居るものの如何なるものにも觸った時。

第十八條 ラインの上に落ちたボールは、其ラインに区割されたコート内に落ちたものと看做す。

第十九條 若しボールがグラウンドに落ちた後に常設物（ネット、ポスト、綱、ストラップ、バンド以外）に觸れた時は、それを打ったプレーヤーは一點を得る。若しそれがグラウンドに落ちる前であったなら相手方が一點を得る。

第二十條 次の場合は有効である。

(A) ボールがネット、ポスト、コート、ストラップ、バンドに觸っても、それ等を越してコート内のグラウンドに落ちた時。

(B) サーヴしたボールでも打返したボールでも適当なコート内のグラウンドに入り、撥ね返り或はネットを越して僥倖に歸って來、それを打たうとしたプレーヤーがネットを越してボールを打っても、自身並に其着物やラケットがネット、ポスト、綱、ストラップ、バンド、又は相手方のコートのグラウンドに觸らなかったなら、其ストロークは有効である。

(C) ボールがポストの外側、たとへそれはネットの頂上の水平線上であらうと下であらうと、尚又それがポストに觸っても若し適當のコート内のグラウンドに落ちた時。

(D) ボールが打つ前にネットを越して居れば、プレーヤーのラケットがボールを返した後ネットを越しても適當に返された場合は有効である。

(E) プレーヤーがサーヴや打合中、コートの中で倒れて打ってもボールを返す事に成功すればそれは差支ない。

第二十一條 プレーヤーがコートの常設物を除き自身のコントロール以外、何物かにストロークを妨害された場合、其一點はやり直す事が出来る。

第二十二條 若しプレーヤーが最初の一點を得れば、一スコアは其のプレーヤーに對してフィフティーンと稱し、第二點を得た時はサアターと呼び、第三點を得た時はフォアターと云ひ、第四點を得た場合はゲームとなる、但し次の場合は例外である。

若し雙方共に三點を得た時はヂュースと云ひ、次の二點を得た方に對してアドヴァンテージと稱する。若し他のプレーヤーが次の點を得れば再びヂュースとなり、斯くして一方のプレーヤーがヂュースの後直に二點を得る迄續けて其結果ゲームとなる。

第二十三條 最初六ゲームを得たプレーヤーは一セットを得る、但次の場合を除く。

雙方が五ゲームを得た場合、スコアはゲームス・オールと呼ばれ、

次のゲームを得た方がアドヴァンテージ・ゲームとなる。若し同じプレーヤーが次のゲームを得れば一セットを得る。若し他の方が次のゲームを得れば再びゲームス・オールと呼ばれ、斯うして一方が他方よりも早く二ゲームを得ればセットは其方に歸するのである。

第二十四條

プレーヤーは各セットの第一、第三、及其次の交互のゲームの終りにサイドを變更せなければならぬ。其セットに於てゲームの總計が偶数であった場合には次のセットの第一ゲームの終り迄交代しなくともよい。

第二十五條

マッチに於けるセットの最大限は五セット、婦人は三セットとする。

第二十六條

特に定められた以外、是等の規則に於て男子に關するものは女性のものをも含むものである。

第二十七條

マッチに於てアンパイアーが定まれば、其判決は最後である、レフェリーが定められた時には規則上の疑問に關する申告は、アンパイアーの判決からレフェリーに移って來る、斯る場合にはレフェリーの判決は最後である。

レフェリーは任意に何時でも、暗黒、コート及天候の状態でマッチを延期する事が出来る。延期した場合には前のスコアーやコートの先取權は其儘持續される、但レフェリーとプレーヤーが協議の上他の方法に據る時は別である。

第二十八條

プレーは最初のサーヴィスからマッチが終る迄續けられなければならぬ、但第三セットの終り、特に婦人は第二セットの終りに於て、雙方のプレーヤーは休息する事が出来る、併し十分間を越えてはいけない。但プレーヤーの都合でなく、必要に迫られた場合、アンパイアーの必要と考へた時だけ中止する事が出来る。此規約は嚴重に解釋せられなければならぬ、プレーヤーの體力や氣息を回復させるためにプレーを中止してはならない。アンパイアーは故意の遲滞であるかを明確に判断し、相當の警告を興へた後、違反者を失權せしむる事が出来る。

注意 十分間の休息の事は、國內に舉行せらるるトーナメントやマッチや競技などでは此規則を變更しても廢止しても自由である、但國際的マッチでは變更する事は出来ない。

ダブルス・ゲーム

第二十九條

叙上の規則は下記を除くダブルス・ゲームに適用する。

第三十條

ダブルス・ゲームではコートは幅三十六呎、シングル・ゲームのコートよりは兩側に於て四呎二分一廣い。そして二つのサーヴィス・ラインの間にあるシングルのサイドラインの部分はサーヴィス・サイ

ド・ラインと呼ばれる。其他の點に於てはコートは規則第一條に示したものと同一である、但ネットの兩側のベース・ラインとサーヴィス・ラインとの間のシングル・サイド・ラインは希望によっては取去る事が出来る。

第三十一條 各セットの最初のゲームにサーヴする権利を持つ組は、パートナーの誰れがやるかを決める。相手の組も亦第二のゲームから同様決める事が出来る。最初のゲームにサーヴしたプレーヤーのパートナーは第三のゲームにサーヴしなければならぬ。第二のゲームにサーヴしたプレーヤーのパートナーは第四回にサーヴしなければならぬ。斯うして各セットの總てのゲームは此同じ順序で續けて行く。配列されたサーヴの順序は、セットを終る迄は變更してはいけない、併し各新しいセットの始めに於ては變更し得る。同様にレシーヴァーはセットの終る前にサーヴをレシーヴする目的の爲めに互に場所を變更する事が出来ない。併新しいセットの始めに於ては變更する事が出来る。

第三十二條 規則第九條に於て規定された外、サーヴしたボールがパートナー若くは着てるもの、持って居るものに觸つた場合はフォールトである。併しサーヴしたボールがグラウンドに落ちない前にレシーヴァーのパートナー或は其着てるものや、持っているものに觸つた時にはサーヴァーは一點を得る。

第三十三條 若しもプレーヤーが自分の番で無い時にサーヴしたら、間違が発見されると同時に、當然サーヴす可きプレーヤーがサーヴしなければならぬ、併し總ての點は記録され、発見さるる前サーヴされたフォールトは計算されなければならぬ。若しゲームが斯く発見さるる前に終つたならばサーヴィスの順序は變つた儘として置く。

第三十四條 サーヴィスをレシーヴす可きプレーヤーは各ゲームを通じて交互にレシーヴしなければならぬ。定められた順序はセットの間に變更する事は出来ない。

第三十五條 ボールは相手のプレーヤーの一人或は他の一人によって交互に打たれなければならぬ。此規則に違反して一人のプレーヤーが打合中ラケットでボールに觸れた場合は相手方は一點を得る。

3-2 「日本庭球協会」初の公認ルール

大正 14 (1925) 年に「日本庭球協会」が制定した公認ルールは、「日本庭球協会」成立当初のルールと同様に全 35 条からなっており、国際ローンテ

ニス連盟の定めるルールと同一であった。協会成立当初のルールと比較して、翻訳上の文章表現の相違等を除けば内容的には全く同様なものであった。その全文は、以下のとおりである。

「日本庭球協会」初の公認ルール（大正14年）

鎌田芳雄（1925）「テニス規則の解説（一）～（五）」『ローンテニス』大正14年4～8月号

第一條

コートの規定

「シングル、コート」は長さ七十八呎、幅二十七呎、「ダブル、コート」長さ七十八呎幅三十六呎の長方形のもので地上に白線を以て芝生なれば「テープ」又白線区劃する即ち「ダブル、コート」は長さは「シングル、コート」と同一なるも幅は左右兩側各四呎半だけ廣ひ

「コート」の中央三十九呎の地點に「コート」外三呎の間隔を置ひて「ポスト」を設け其頂上に密着する「ネット」によりて「コート」を二分する

「ネット」の高さは常に「ポスト」の所に於て三呎六吋中央の所で三呎を保持する事が必要である此の中央の高さ三呎を持続する為めに「ストラップ」で堅く締める

「ネット」より各に廿一呎の所に「サービス、ライン」を作り兩「サービス、ライン」の中央點を「サイド、ライン」に平行して一線を引き左右兩個の「サービス、コート」を作る白線（又はテープ）の廣さは一時四分の一乃至二吋以内但し「ベース、ライン」のみは三吋迄差支ない

「ダブル、コート」で「シングル、ゲーム」を行ふ時は高さ三呎六吋の棒を「シングル、コート」の「サイド、ライン」に當る線より三呎の距離に立てて、「ネット」を支持する此の棒を「スチック」又は「インサイドポスト」と云ひ垂直な木製である此の「スチック」に三呎の所に目印しを付け是れで「ポスト」の位置及中央「ネット」の高さを計る便に供する

「コート」の後方は最小限廿一呎「サイド」十二呎の空地を置く事が必要である

- 第二條 コートに於ける備付物件の規定
コートの備付物件とは「ネット」「ポスト」「ストラップ」「バンド」網又は金属製網線を指示するのみでなく後方及側面の圍ひ「スタンド」コートを取圍む固定又は移動式座席及椅子並に審判台「フット、フォルト」審判席「ラインズメン」席をも包含するものである
- 第三條 ボールの規定
「ボール」の寸法は直径二吋半乃至二吋八分の五重さは二オンス乃至二オンス十六分の一而して氣温華氏六十八度内外の時に「コンクリート」の床上に百吋の高さから落した際五十吋から六十吋迄の「バウンド」があるものを正規とする
- 第四條 「サーバー」及「レシーバー」の規定
競技者は「ネット」の兩側に對峙する位置を占めるもので最初に球を打込む方を「サーバー」と稱し他を「レシーバー」と云ふ
- 第五條 「サービス」及「サイド」選定の規定
競技開始の第一「ゲーム」に於ける「サイド」の撰擇並に「サーバー」となるか「レシーバー」となるかは「トス」によりて決定する
若し「トス」に勝ったものが「サーバー」か「レシーバー」かの何れかを撰んだ際は相手方は「サイド」を撰擇する若し又「トス」に勝ったものが「サイド」を撰擇したる時は相手方は「サーバー」か「レシーバー」かの何れかを選む尚又「トス」に勝ったものが相手方に對し「サイド」又は「サーバー」若しくは「レシーバー」の撰擇を要求することも出来る
- 第六條 「サービス」の姿勢と「フット、フォルト」の規定
「サーブ」を始める直前には「サーバー」は「ベース、ライン」の後方に「センター、マーク」の豫想延長線と「サイド、ライン」との間で兩足で立ち止まる斯かる位置を取った瞬間から「ラケット」で球を打つ迄兩足は必ず「ベース、ライン」の後方に置くべく而も少なくとも一方の足は地上へ繼續的接觸を保つを要す
- 第七條 「サーブ」する方法の規定
「サービス」は次の方法で行ふ
「サーバー」は空中に手で球を投出し「ラケット」で夫れを打つべきである然し一方の腕のみを使用するなれば投げるのに「ラケット」を利用しても差支ない
「サービス」は「ラケット」と球との衝擊の時に完了したものと認める
- 第八條 「サービス」の行為に關する規定
「サービス」は「ゲーム」毎に右から初めて以後交互に行はれる而

- して「サーブ」した球は「レシーバー」が夫れを打返す前に「ネット」を越えて斜に對向する「サーブ、コート」内の地域若くは其「サーブ、コート」の境界線上に打込まべきものとす
- 第九條 「サーブ」の「フォルト」となる場合の規定
次の場合の「サーブ」は「フォルト」である
一、「サーバー」が規則第六、七及八條の範圍外のことをした場合
一、「サーバー」が「サーブ」した時に球を打損じた場合
一、「サーブ」した球が地面に當る前に常置物件（ネット、ストラップ、又はバンド以外の）に觸れた場合
- 第十條 最初の「サーブ」が「フォルト」した時は「サーバー」はもう一度同一の「コート」から「サーブ」する事が出来る
但しその「フォルト」が間違つた「コート」からの「サーブ」に基き為めに正當の「コート」から一度しか「サーブ」し得ない場合は此限りでない而して第二の「サーブ」が完了した後は「フォルト」を主張し得ないものである
- 第十一條 「サーバー」は「レシーバー」の用意が整ふ迄「サーブ」せざるものである若し「レシーバー」が「サーブ」を打返さんと試みたなれば夫れは用意したものと認める然しながら「レシーバー」が用意整はざるを示した際に「サーブ」した球が正當の境界内に打込まれなかつた理由で「フォルト」を要請する事は出来ない
- 第十二條 「レット」（サーブの時）の規定
次の場合の「サーブ」は「レット」となる
一、「サーブ」した球が「ネット」「ストラップ」又は「バンド」に接觸した場合但し球が相手の正當の「コート」内に落ちし時に限る
二、規則第十一條に規定する「レシーバー」の用意整はざるになされた「サーブ」又は「フォルト」「レット」の場合には「サーブ」は勘定に入れず「サーバー」は再度「サーブ」するのである然し「レット」は其前の「フォルト」を無効にするものではない
- 第十三條 第一「ゲーム」が終れば「レシーバー」が「サーバー」となり「サーバー」が「レシーバー」となる斯くして試合の終了迄交互に代るべきものとす
- 第十四條 「フォルト」又は「レット」にあらざる「サーブ」がなされし時から「プレー」に這入つたもので「ポイント」が何れかに定まる迄續けるものである
- 第十五條 次の場合は「サーバー」の得點となる
一、「サーブ」した球が地面に當る前に「レシーバー」又は「レシーバー」の着用若しくは携帯せるものに觸れた場合

二、若し「レシーバー」が規則第十七條の規定にある失点をなせし場合

第十六條 次の場合は「レシーバー」の得点となる

一、「サーバー」が二度引續き「サーブ」を「フォルト」した場合
二、若し「サーバー」が規則第十七條の規定にある失点をなせし場合

第十七條 競技者は次の場合に於ては失点となる

一、「プレー」中の球が地面に二度引續ひて當る前に「ネット」を越へて直接に打返さんとして失敗した場合（規則第廿條の場合を除き）

二、「プレー」中の球を打返したが夫れが相手方の「コート」を限界する「ライン」外の地面備付物件又は他のものに當った場合

三、球を「ヴォレー」したが「コート」内と「コート」外とに論なく良好の打返しに失敗した場合

四、「プレー」中の球を一「ストローク」するに當り「ラケット」で一度以上觸れたり打ったりした場合

五、競技者なり手にせる「ラケット」なり又は着用並に携帯せる物が球を打った時又は「プレー」中の如何なる時にでも「ネット、ポスト、ストラップ、バンド」網又は金属製網及相手方の「コート」中の地面に觸れた場合

六、「ネット」を通過せぬ前に球を「ヴォレー」した場合

七、「プレー」中の球に「ラケット」以外の競技者自身若しくは着用又は携帯せる物に觸れた場合

第十八條 「ライン」上に落下したる球は其「ライン」で境界をなす「コート」内に落ちたものと見做す

第十九條 若し「プレー」中の球が地面に當った後常置物件（ネット、ポスト、ストラップ、バンド、網以外の）に觸れたのを打球すれば其競技者の得点となる若し地面に當る前なれば相手方の得点となる

第二十條 次の場合に於ける打球は良好と認められる

一、球が「ネット、ポスト、ストラップ、バンド、網及金属製網線」に接觸せしも此等を越へて「コート」内の地面に落ちた場合

二、「サーブ」した球又は打返した球が正規の「コート」内の地面に當ったから「ネット」を飛越へて跳ね返った際之を打返すには「ネット」を越へて打たねばならぬが此時着衣又は「ラケット」が「ネット、ポスト、ストラップ、バンド、網及金属製網線並に相手方の「コート」内の地面に觸れる事なしに打った場合

三、球が「ポスト」の外側を通過も又「ポスト」に觸れたにしても

正當の「コート」内の地面に落ちた場合

四、競技者の「ラケット」が球を打返した後に「ネット」を飛越へて行っても若し球が夫れよりも前に「ネット」を越へて正當に打返されてある場合

五、「コート」内に横はれる他の球に「サーブ」した球若しくは「プレー」中の球が當っても其球の打返しに成效した場合

第二十一條 競技者が自己の注意以外のもののため打球を妨げられし場合には遣り直しとなる但し「コート」の常置物件に妨げられし場合は此限りでない

第二十二條 第一「ポイント」に勝ちし方を 15 と「スコアー」し第二「ポイント」にも勝ちしときは 30 第三「ポイント」にも勝ちし方を 40 而して第四「ポイント」にも勝ちし方を一「ゲーム」の勝と記録する若し兩競技者が同じく三「ポイント」宛勝ちし時は此を「デュース」(Deuce) と稱し次の「ポイント」を得た方を「アドバンテージ」(Advantage) と記號し引續き其次の「ポイント」を得た時に「ゲーム」に勝った事となる然し若し一方の競技者が同じく次の「ポイント」を得た時は再び「デュース」と稱呼せられ「デュース」の後は繼續して二「ポイント」を勝つ迄續けるものとす

第二十三條 六「ゲーム」を先取せし競技者は一「セット」、勝ったと稱する但し双方共五「ゲーム」宛勝ちし時は次の二「ゲーム」を引續き勝った時は一「セット」を得たと稱する若し次の二「ゲーム」が各一「ゲーム」宛勝ちし時は「ゲームス、オール」となり更に次の二「ゲーム」を繼續して勝つ迄續けるものとす

第二十四條 競技者は各「セット」中一、三、五などの奇數「ゲーム」の終了毎に「サイド」を變更すべきである但し一「セット」が終りし時「ゲーム」數が奇數ならざる時は次の「セット」の最初の「ゲーム」を終ってから交代するものとす

第二十五條 一競技に於ける「セット」數は最多五「セット」とす但し女性の場合は三「セット」とす

第二十六條 以上の男性に關する規定は例外の記載なき限り女性にも適用する

第二十七條 審判者が任命されて居る競技に於ては審判者の決定は最終である然し若し「レフェリー」が任命されて居る時は規則上の疑問に對する審判の決定は「レフェリー」の責務となる而して斯る場合の「レフェリー」の決定は最終である

「レフェリー」は自己の判断により日没の爲め暗くなったり「コート」の状態並に天候の如何によつて何時にても競技を中止せしむる事が出来る

- 中止の場合には其時の「スコア」及び「コート」の位置は「レフェリー」及兩競技者の一致なき限り其儘有効に存在するものである
- 第二十八條 試合は「マッチ」が終了する迄續行するものである但し第三「セット」の終了後又女性の時は二「セット」の終了後十分間を限度とする休息を取る権利がある又不慮の出來事の爲め休息が必要と認められた時は審判者は其必要と認定する或期間内試合を中止せしむる事が出来る
- 本休息の規定は最も正確に履行すべきもので此は決して競技者の精力又は呼吸の回復を計る目的の爲めでない故審判は故意の遅延に對しては正當の判断を下し豫告後之に反く時は失格し得るものとす
- 第二十九條 以上の規定は次の場合と共に「ダブル」試合にも適用せらる
- 第三十條 「ダブル、ゲーム」に於ては「コート」の幅は三十六呎である詳言せば「シングル、ゲーム」の「コート」より兩側共四呎半廣い而して兩「サービス、ライン」の間の「シングル、サイド、ライン」の部分「サービス、サイド、ライン」と稱す
- 第三十一條 第一「ゲーム」に於ける「サーバー」は「パートナー」同志の間で決定し第二「ゲーム」に於ける「サーバー」も亦相手方同志で定めるものとす
- 第一「ゲーム」に「サーブ」したものの「パートナー」は第三「ゲーム」の時に「サーバー」となり第二「ゲーム」に「サーブ」したものの「パートナー」は第四「ゲーム」に「サーバー」となると云ふ風に一「セット」中の終了迄同一順序によるべきものとす「サービス」の順序は一「セット」中は變更してはならぬが次の「セット」の初まりに當りて變更して差支なしと同様に「レシーバー」は一「セット」終了迄「パートナー」同志で場所を變へてはならぬが次の「セット」の當初に夫れを變更する事は差支なし
- 第三十二條 「サービス」は規則第九條の規定並に「サーブ」した球が「パートナー」若しくは「パートナー」の着衣携帯せるものに觸れた時は「フォルト」となる然し若し「サーブ」した球が「レシーバー」の「パートナー」又は同「パートナー」の着衣並に携帯せるものに地面に當る前に觸れた際は「サーバー」の得點となる
- 第三十三條 「サーブ」すべきでないものが「サーブ」した所其誤りを發見するや否や直に「サーブ」すべき順番のものが「サーブ」すべきである然し發見前の「フォルト」なり「ポイント」は其儘である若又「ゲーム」が發見前に終了せる時は「サービス」の順序は交代されたものと見做さる
- 第三十四條 「プレーヤー」は各「ゲーム」を通して交互に「サービス」を受け

るものにして其順序は其「セット」中變更を許さざるものとす

第三十五條 球は相手方の何れかの一人によって御互に打たる可きである若し此の規定に反して一方の競技者が「ラケット」で「プレー」中の球に觸った時は相手方の得點となる

4. おわりに

朝吹常吉は三越常務を辞任した後、磯子夫人を伴い、大正9（1920）年4月に欧米漫遊の旅に出発した。その帰途10月中旬、再び米国（ニューヨーク）に立ち寄り、宿泊先のホテル“The Plaza”に米国ローンテニス協会会長マイリック氏らを招き、そこで日本のデビスカップ戦参加を彼から懇請された。その2、3日後、朝吹夫妻等はマイリック会長邸に招かれ、さらに日本のデビスカップ戦参加を再び懇請され、朝吹は大正9（1920）年12月に日本へ帰国後、デビスカップ戦出場条件である全国統括組織設立に取り掛かった。軟式も交えた組織創りを合作する動きもあった中、当年のデビスカップ戦参加申込の期日に間に合わせるため、硬式のための協会として「日本庭球協会」は、名目上成立することに成功した。そして、デビスカップ戦準優勝という好成績を挙げ、約4万円という高額の分配金が協会の基金となり、大正11（1922）年3月11日、基督教青年会館にて正式の発会式が行われた。

設立当初の「日本庭球協会」は、差し当たり、日本テニス界を統轄する機能を十分有した組織創りのための定款を定めることで手一杯であった。そのため、組織創設と同時に用意された「日本庭球協会」公認ルールは、用意されなかった。すでに、国際スポーツ競技として定着しているテニスにおいて、国際的に用いられている各国のテニスルールには大きな相違点は見受けられない時代であった。この様な当時の状況もあって、「日本庭球協会」の正式な公認ルールは、大正14（1925）年を待たねばならなかった。つまり、日本における硬式テニスの初めての全国統轄組織は、創設後数年に渡って公認

ルール不在という状態であった。これは、近代スポーツの統轄組織としては類稀な状態であると考えられるが、明文化され条項化されたルールが存在しなかったという訳ではなく、ルールが明確なかたちで規定されなかっただけであり、実質的にはルール不在という状態ではなかった。これらは、テニス統轄組織の形成初期における注目すべき日本的な特徴と見做すことができよう。

「日本庭球協会」は、硬式のみを対象として迅速に成立されたことによって、当時の日本のテニス界の主流であった軟式テニスとの断絶と同時に、日本的なテニスルールの伝統にも別れを告げた。そして、その後の「日本庭球協会」は日本的にいう「硬式テニス」の国内統轄組織として、国際ローンテニス連盟の傘下として終始盤石な体制を保つ事に成功したのであった。

《注》

- 1) 日下裕弘 (1996) 『日本スポーツ文化の源流』 不昧堂出版, 東京, p. 60.
- 2) 日本庭球協会編 (1932) 『日本庭球協会十年史』 林金昇堂, 東京, pp. 1-2.
- 3) 朝吹常吉は、大正8 (1919) 年に三越の常務の役職を退任し、大正9 (1920) 年4月に磯子夫人と共に欧米漫遊旅行に出かけた。主なルートは、アメリカ (シアトル, ニューヨーク), イギリス (ロンドン, イーストボーン), フランス (パリ), スイス, ベルギー等であり、帰途ロンドン, ニューヨーク, シアトルを経由して同年12月に天洋丸で帰朝した。朝吹磯子編 (1969) 『回想 朝吹常吉』 朝吹磯子 (発行人), 神奈川, pp. 94-97 より。
- 4) Watson Washburn: 1894年6月13日ニューヨーク州生まれ。デ杯戦では、1921年のチャレンジラウンド日本戦でダブルスに出場。デビスカップ公式ウェブサイト (<http://www.daviscup.com/>, 2010年10月22日閲覧) より。
- 5) ニューージーランド (Auckland) の Domain Cricket Club で1920年12月30日から翌年1月1日にかけて行われた。デビスカップ公式ウェブサイト (<http://www.daviscup.com/>, 2010年10月22日閲覧) より。
- 6) Sam Hardy: デ杯戦では、1920年の米国チームの補欠選手ながら主将を務めた。デビスカップ公式ウェブサイト (<http://www.daviscup.com/>, 2010年10月22日閲覧) より。
- 7) 当時の米国ローンテニス協会の主な役員 (1920年2月6日改選) は Julian S. Myrick (会長), Edwin F. Torrey (副会長), George W. Wightman (幹事), Joseph M. Jennings (会計)。

- 8) 朝吹磯子編 (1969)『回想 朝吹常吉』朝吹磯子 (発行人), 神奈川, pp. 107-108.
- 9) 同上7)のメンバー。
- 10) Sam Hardy については6)を参照のこと。
- 11) Watson Washburn については4)を参照のこと。
- 12) Beals Wright: 1879年12月19日マサチューセッツ州ボストンにて生まれる。父は有名な野球選手 George Wright。1905, 07, 08, 11年に米国チームの一員としてデ杯戦に出場 (1907, 08年は米国チーム主将)。デ杯戦通算9勝6敗。デビスカップ公式ウェブサイト (<http://www.daviscup.com/>, 2010年10月22日閲覧) および, クレリッチ (虫明垂呂無訳) (1978)『テニス500年』講談社, 東京, p. 83より。
- 13) 前掲書2), p. 5.
- 14) 同上, p. 6.
- 15) 同上。
- 16) 1912年7月にイギリスとフランスがデビスカップ戦で対戦した際, 両国代表のあいだで国際連盟結成の話がもちあがり, 10月20日にパリでイギリス, フランスのほかベルギー, スペイン, オーストラレーシア (オーストラリア, ニュージーランド連合) などが集まって創設された。1913年3月1日, パリで第1回総会を開催し, ドイツ, オランダ, ロシアも加わった。アメリカは, それまで事実上の国際連盟だったイギリス協会がウィンブルドン大会をローンコートの世界選手権と認めているのに反発しており, 第1回総会にはオブザーバーとして出席したにとどまった。こうした事情のため, 第1次世界大戦までは財政難に苦しみ, ヨーロッパ連盟程度の力しかなかった。
- 17) 朝日新聞社編 (1923)『運動年鑑』大正12年度, 朝日新聞社, 東京, pp. 370-375.
- 18) United States Lawn Tennis Association (Ed.) (1931) *Fifty years of LAWN TENNIS in the United States*, United States Lawn Tennis Association, New York, p. 253.
- 19) 針重敬喜 (1924)『硬球軟球テニスの仕方』アルス, 東京, pp. 129-140.

(ごとう・みつまさ 政治経済学部専任講師)